

障がい者就労支援推進業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

本市は、障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができるよう、関係機関と連携しながら、支援を推進してきたところである。本業務では、障がい者のさらなる雇用促進・就労定着に向け、市内企業への理解啓発やコンサルティングを行い、障がい者の職場体験実習受入や採用のマッチングを支援することにより、市内の障がい者雇用の創出を目指す。

(2) 業務名

障がい者就労支援推進業務

(3) 業務内容

別紙「仕様書」を参照のこと

(4) 業務期間

契約締結日～令和8年3月31日（火）

2. 業務に要する費用（予定価格）

2, 990, 000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 公示日現在から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体（以下「団体」という。）にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 令和2年度から令和6年度の間において、同種または類似の業務委託を、国や地方公共団体からの受託実績が1件以上あること。なお、現在業務履行中の場合であっても、受託実績に含むものとする。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年5月12日（月）17時00分まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールで提出すること。
Email: syougai@city.ikoma.lg.jp
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：令和7年5月15日（木）13時00分
- (4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
- ② 実施体制各種調書及び企画提案書等

ア～カは原本1部と副本8部、キ～ケは原本1部（キ及びクは写し可）。なお、本市の令和7年度物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、キ～ケを省略することができる。

ア 会社概要（様式3）

イ 業務実績調書（様式4）

…業務実績調書に記載した事業の様子がわかる資料（媒体は不問）を事業ごとに1部ずつ提出すること。ただし、事業概要がわかるURLがあれば、その記載で提出がいったものとみなす。

ウ 実施体制表（任意様式）

…本業務の実施体制図（社内外のバックアップ体制も含む）と、本業務の担当者（統括責任者、企画責任者、運営・進行管理責任者、会場設営責任者など）のプロフィール、及び各担当者のこれまでの業務経歴を記載した名簿

エ 再委託調書（様式5）

…再委託する場合のみ提出すること。

オ 企画提案書（任意様式、事業者の名称及び特定できるロゴマークは記入しないこと。）

…下記（2）作成要領、及び（3）提出期限等を参照

カ 参考見積書（任意様式）

…事業の実施に係る概算費用を内訳がわかるように項目ごとに積算・記載すること。
キ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可）

…その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約

ク 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（提案時点で発行から3か月以内のもの：写し可）

…法人は納税証明書その3の3、個人は納税証明書その3の2

ケ 誓約書（様式6）

(2) 作成要領

- ① ページ数は、表紙・目次を除き片面10ページ以内で簡潔に記載し、各ページにページ番号を記載してください。
- ② 独自提案がある場合は、その旨明記してください。
- ③ 文字サイズは10.5ポイント以上としてください。
- ④ 業務全体にわたる業務スケジュール（任意様式）を作成し、最終ページに綴じること。なお、業務スケジュールは、企画提案書の一部として①のページ制限の枚数に含めます。
- ⑤ 用紙の規格は、A4判を基本とします。ただし、④の業務スケジュールのみA3版を認めますが、その際はA4判に合うように折り込んでください。なお、用紙の向きについては、縦か横のどちらかに統一してください。
- ⑥ モノクロ、カラーは問いません。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和7年5月27日（火）17時00分まで（必着）
- ② 提出場所：生駒市役所福祉部 障がい福祉課
- ③ 提出方法：持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6. 審査方法

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記7(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。

ただし、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

…実施日：令和7年6月2日（月）予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査、オンラインでの対応可）

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して再評価し、最も優れている提案を特定します。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認められる場合は、特定者としなくてよいことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとします。

…実施日：令和7年6月11日（水）予定

（第1次審査省略の場合、令和7年6月2日（月）予定）

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を電子メールにより通知します。また、選考された者のみに、第2次審査の日程等を電話及び電子メールで通知します。

②第2次審査

審査結果を電子メール及び書面で通知します。

7. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 業務実績 10点／105点

評価項目		評価の視点
		評価基準
業務実績	同種または類似業務の実績（実績の件数）	過去5年間（令和2年度から6年度の間、現在業務履行中のものも含む。）の実績を評価します。 ・過去5年間で国や地方自治体から受託した同種または類似の業務実績の件数（年度単位で受託したもの。ただし年度途中から年度末まで受託したもの、現在業務履行中のものも含む。）

(2) 参考見積書 10点／105点

評価項目	評価基準
参考見積書金額	予定価格（上限2,990,000円）に対する参考見積額の比率に応じて加算します。

(3) 企画提案（ヒアリング等）内容 85点／105点

評価項目	評価の視点
全体構成・実施体制	本業務の目的や内容、課題等を理解した提案となっているか。
	業務スケジュールは適切か。
	十分な人員配置と実施体制が取られており、業務全体の円滑な遂行が見込まれるか。
企業向け障がい者就労支援推進の啓発	アンケートの内容は現状を把握し今後の取組みにつなげられる提案となっているか。
	企業向けセミナーや成果報告会の内容は、障がい者雇用やそのメリットなどの理解を深める提案となっているか。また、周知方法が具体的に示されており、集客が見込める実現性の高い提案となっているか。
職場体験実習受入可能企業等の開拓及びコンサルティング	職場体験実習受入可能企業等の開拓やコンサルティングを実施するノウハウがあるか。
	障がい者の就労・雇用促進のための提案内容は適切か。
職場体験実習のマッチング	合同企業面接会（マッチング会）や職場体験実習の全体説明会の提案内容は適切か。
	希望者と企業をマッチングする具体的な計画が提案されているか。
	マッチングに係る支援・調整が円滑にできる見込みがあるか。

独自提案	仕様書に記載しているもの以外に、予定価格の範囲内で本業務の目的を達成するために有効な手段・方法について、積極的かつ効果的な独自提案があるか。
------	--

8. 日程

公示	令和7年5月7日（水）
質問受付締切	令和7年5月12日（月）17時00分まで
質問回答	令和7年5月15日（木）13時00分
企画提案書等提出期限	令和7年5月27日（火）17時00分まで
第1次審査	令和7年6月2日（月）（予定）
第2次審査	令和7年6月11日（水）（予定）※
結果通知	令和7年6月中旬（予定）
契約締結	令和7年6月中旬（予定）
業務開始	令和7年6月下旬（予定）

※ 第1次審査を省略する場合、第2次審査は令和7年6月2日（月）に実施予定。
また、それ以降の日程も同様に繰り上げ予定。

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等による最終審査に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとします。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないと同時に、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「実施体制表」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとします。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとします。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。

ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、当該情報の部分がある場合には、提案時に文書で申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とします。

12. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所福祉部 障がい福祉課（担当：吉村）

住所：〒630-0288 奈良県生駒市東新町8-38

電話：0743-74-1111（内線）7251

Email: syougai@city.ikoma.lg.jp